

# 諸 謝 金 規 程

平成 21 年 11 月 日 施 行

平成 24 年 3 月 22 日 一部改正

平成 27 年 11 月 9 日 一部改正

令和 3 年 6 月 3 日 一部改正

第 1 条 本規程は、公益社団法人東京生薬協会（以下「当法人」という。）が実施する事業活動において発生する謝金支払いについて規定するものである。

第 2 条 当法人は、下記のような事業活動に伴う報酬を支払うものとする。

- 1) 当法人が主催する講演会・研修会などの講師及びその手伝い
- 2) 植物観察会の講師及びその補助者
- 3) 鏡検研修会の講師及びその補助者
- 4) 当法人が発行する会報への寄稿者
- 5) 個人正会員の委員会委員委嘱者（会費免除個人正会員を除く）
- 6) その他、当法人が支払いを必要と認めた事業活動

第 3 条 当法人は、原則として下記のような基準に基づいて支払いを行う。各活動に関する具体的な支払額は別表に規定する。

- 1) 講演会・研修会の講師については、原則として 1 コマ（2 時間）15,000 円とする。
- 2) 支払いは、当協会の会員、非会員を問わず一律とする。
- 3) 1 コマとは講演に関わる講師講演時間を 2 時間未満とし、4 時間を超えた場合は 2 コマ扱いとする。
- 4) 医師などの特殊職業人や会報への連載寄稿者、特別なイベントなどの講師については別途基準を設ける。

第 4 条 この規程の運用は以下の通りとする。

- 1) 支払額は、所得税控除後の金額とする。
- 2) 支払額には原則として交通費等の費用を含むものとする。但し、交通費が片道 1,000 円を超える場合には別途実費支給する。
- 3) 支払い項目が 2 つ以上に重複該当する場合は、いずれか高い方の金額を支払う。

第 5 条 この規程の改廃は理事会の決議による。

- 付 則 1 この規程は平成 24 年 3 月 22 日より施行する
- 2 この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する
  - 3 この規程は令和 3 年 6 月 3 日より施行する

## 【別 表】

① 学術講演会・講演会・研修会		学術講演会（薬用植物・生薬に関する講座） 生薬講習会（薬草教室）など		
	講師	1 コマ	15,000	
	外部講師（医師）	1 コマ	30,000	
	外部講師（薬剤師）	1 コマ	20,000	
	手伝い（受付など）	1 回	5,000	
	資料作成費	1 件	10,000	受講料 有料時 適用 要旨・映像(スライド等)
② 講習会・研修会		講師数：参加者 50 名未満のとき 3 名 50 名以上のとき 4 名以上		
	講師		30,000	
	補助者	1 日	5,000	
	事前下見調査	1 回	5,000	
③ 鏡検研修会（特別な講座）				
	主任講師	1 回	50,000	
	副講師	1 回	40,000	
④ 会報原稿（寄稿者）				
	会報原稿料	1 頁	8,000	寄稿者
⑤ 委員会委員委嘱				
	個人正会員	1 回	2,000	（交通費）